

KPMG Japan e-Tax News



税務情報

共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換

国税庁は7月29日、[共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換](#)というページを開設しました。

共通報告基準（Common Reporting Standard: CRS）とは、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としてOECDが策定した、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための国際基準です。

共通報告基準の概要

- 各国の税務当局は、共通報告基準に従って、それぞれ自国に所在する金融機関等（銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体）から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報の報告を受け、これを租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局間と自動的に交換します。
- 現在、日本を含む100以上の国・地域が2017年又は2018年から共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。

日本の制度の概要

- 共通報告基準に従った情報交換を実施する観点から、日本では、2015年度税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が改正され、金融機関等が預金口座等の保有者の情報を所轄税務署長に報告する制度が導入されました。
- この制度は2017年1月1日から施行され、2018年4月30日までに金融機関等から初回の報告が行われることになります。

このたび開設されたページには、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要を示すリーフレットやFAQ等が掲載されています。

編集・発行**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.